

発議第2号

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月22日提出

提出者 和歌山市議会議員

遠藤 富士雄

吉本 昌純

中尾 友紀

姫田 高宏

山本 忠相

山野 麻衣子

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山市議会委員会条例（昭和42年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「産業まちづくり局」を「産業交流局」に改め、同項第4号中「建設局」を「都市建設局」に、「水道局」を「企業局」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。